

予納郵便切手等一覧表(令和5年10月1日)

名古屋高等裁判所

事件の種別	郵便切手等		合計額	備考
	金額・枚数			
・控訴事件 ・高裁第1審事件	郵便切手で予納する場合 (当事者2人の場合) 500円 9枚 100円 5枚 84円 10枚 50円 6枚 20円 10枚 10円 14枚 2円 10枚		6,500円	※ 当事者3人以上の場合 (共通の代理人がある場合を除く。) 1人増すごとに、左記の金額・枚数に、 500円 4枚 84円 2枚 50円 5枚 10円 7枚 2円 6枚 計 2,500円 を加える。
	現金で納付の場合			
・抗告事件 ・高裁再審事件 ・附帯控訴事件	郵便切手で予納する場合 (当事者2人までの場合) 500円 4枚 100円 2枚 84円 5枚 50円 2枚 20円 10枚 10円 16枚 2円 10枚		3,100円	※ 当事者3人以上の場合 (共通の代理人がある場合を除く。) 1人増すごとに、左記の金額・枚数に、 500円 4枚 84円 2枚 50円 5枚 10円 7枚 2円 6枚 計 2,500円 を加える。
	現金で納付の場合			
・上告事件 ・上告受理申立事件 ・特別上告事件 ※ 最高裁判所への上告事件、上告受理申立事件、特別上告事件については、現金で納付することはできません。	(当事者2人の場合) 500円 4枚 210円 10枚 100円 8枚 84円 6枚 20円 6枚 10円 12枚 5円 8枚 1円 16枚		5,700円	※ 当事者3人以上の場合 (共通の代理人がある場合を除く。) 1人増すごとに、左記の金額・枚数に、 500円 2枚 210円 2枚 100円 5枚 84円 4枚 10円 3枚 5円 1枚 1円 9枚 計 2,300円 を加える。 ※ 上告提起事件と上告受理申立て事件を同時に行うときは、予納郵便切手は、1件分で足りる。
	・特別抗告事件 ・許可抗告事件 ※ 現金で納付することはできません。	①(当事者1人の場合) 500円 4枚 210円 1枚 100円 3枚 84円 5枚 20円 9枚 10円 7枚 5円 3枚 1円 5枚		
②(当事者2人の場合) 500円 6枚 210円 2枚 100円 5枚 84円 7枚 20円 16枚 10円 14枚 5円 5枚 1円 7枚		5,000円	※ 特別抗告提起と許可抗告申立てを同時に行うときは、当事者数に応じた郵券のほか、 500円 2枚 100円 1枚 84円 2枚 10円 2枚 5円 1枚 1円 7枚 計 1,300円 を加える。	